

会 議 録

| | | |
|----------|---|--|
| 会 議 名 | 八王子市子ども・子育て支援審議会 平成25年度第1回給付部会 | |
| 日 時 | 平成25年 9月25日(水) 午後 3時15分～ 5時00分 | |
| 場 所 | 八王子市役所 本庁舎 804会議室 | |
| 出席者氏名 | 委 員 | 青木訓行部会長、池永文乃委員、内野彰裕委員、鍛治礼子委員、小林千里委員、塩澤伸久委員、柗澤章次委員(部会長以下五十音順) |
| | 説明者 | |
| | 事務局 | 小澤篤子課長、久間毅課長、志萱龍一郎課長、秋元政人主査、後藤康次主任、村野晋太郎主事 |
| 欠席者氏名 | | |
| 議 題 | 1 議事 (1) 教育・保育サービスの類型について (2) 教育・保育提供区域(案)について 2 その他 | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | |
| 非公開理由 | | |
| 傍聴人の数 | なし | |
| 配付資料名 | ○教育・保育サービスの類型一覧表 ○就学前児童人口数の推移 ○教育・保育提供区域別待機児・施設等一覧表 ○保育料基準額比較一覧表 ○民間保育所運営経費内訳 ○保育料負担割合26市比較 ○ニーズ調査の実施について 別冊 ○教育・保育提供区域地図 | |
| 会議の内容 | 別紙のとおり | |
| 会議録署名人 | 平成25年11月19日 青木 訓行 | |

【青木部会長】部会長を仰せつかりました青木です。よろしくお願いいたします。

前回の審議会で事務局から提案されたとおり、審議会に支援給付部会と支援事業部会の二つの部会をつくり、私たちはその支援給付部会の委員ということで、本日みなさんにお越しいただきました。

副部会長は、鍛冶委員にお願いをいたしました。色々と皆さんのご意見をお聞きしながら進めたいと思います。

それでは、第1回給付部会を進めていきたいと思います。議事の一つ目、教育・保育サービスの類型について、事務局から説明をお願いします。

1 議事 (1) 教育・保育サービスの類型について

【事務局】資料をご覧ください。認定こども園、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設、家庭福祉員。ここまでが施設において提供される教育・保育サービスです。それ以外の保育サービスとして、幼稚園における預かり保育、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどがあります。

認定こども園は、幼保連携型など、大きく4つに分類され、現在市内に3ございます。幼稚園は、現在市内に31ございます。認可保育所は、公立と私立があり、分園を含め現在市内に93ございます。認可外保育施設は、認証保育所など大きく4種類あり、さらに認証保育所の中にはA型、B型があります。A型というのは、0歳から5歳まで、B型は3歳未満児が対象となっています。AB合わせて現在市内に12ございます。保育室は現在市内にございませぬ。事業所内保育施設は病院内14、事業所8となっております。このほか、ベビーホテルが10ございます。家庭福祉員は23人です。幼稚園における預かり保育が30、ファミリー・サポート・センターは提供会員が607、依頼会員が1,918、ベビーシッターは把握が困難なため不明となっています。

次に、就学前児童人口推移をご覧ください。0歳から5歳までの人口を平成25年から平成20年まで、市役所の事務所の管内別に、14地域に区分して表にしております。

平成25年4月1日、市内全域で27,107人ということになります。

平成20年から22年まで、この年齢層の人口は増加傾向でありましたが、平成23年以降の3か年は減少してきています。これからの推計は現在研究しているところです。大幅な増減はないかと思いますが、まちづくりの面ですとか、局所的には変わる要素があると思います。

1 議事 (2) 教育・保育提供区域(案)について

【事務局】次に、教育・保育提供区域別待機児・施設等一覧表をご覧ください。お配りした地図も見ながら説明したいと思います。事業計画の策定にあたり、まず区域の設定が必要になってきます。ここでその案をお示ししているわけですが、一覧表の左側、事務所別14区域の児童人口を見ますと、かなりばらつきがあります。この児童人口がもう少し均等になるように、区域の設定を考えてみました。だいたい1,000から1,500人、もっと少ないところもございますが、地域のつながりなども考慮して分けたところ、23区域になっております。これが区域割のひとつの案として提示するものです。すぐには決まらないと思いますが、委員のご意見をうかがっていきながら進めていきたいと思っております。

また、一覧表ではその区域ごとの待機児童数、施設ごとの定員数などもご覧いただけます。幼稚園のみ0の表示となっておりますが、現在集計中です。

下の表は、事業計画で作成することとなる表をイメージして、上の表の数字を用いて例示したものです。

簡単ではございますが、私からは以上です。

【青木部会長】まず、教育、保育サービスの種類の情報提供をいただきました。何か質問はございますか。

【池永委員】認定こども園に地域裁量型というものがありますが、どういうもので、どこにありますか。

【久間保育対策課長】認証保育所をベースに教育機能を付け加えたものです。セレオの5階にあります。

【小林委員】認定こども園について、仕事の基準がなくても預けられると聞いたが、申込はどのように行われていますか。

【久間保育対策課長】園との直接契約となりますので、園に直接申し込みます。

【小林委員】補助はあるのですか。

【久間保育対策課長】月額15,000円の補助があります。

【柘澤委員】とても分かりにくいのですが、今ニュースなどで話題になっているのは、この4類型とは違った、新幼保連携型という新たなタイプのこども園で、新制度に組み込まれるものです。

【池永委員】少し前に、幼保一元化という言葉をよく聞きました。

【柘澤委員】当時は、幼保一元化という政策が掲げられ、保育園、幼稚園を総合こども園という一つの施設にしようと検討されていました。その後、う余曲折を経まして、今年の8月にできた法律では、保育園、幼稚園として残っても、認定こども園に移行してもよいことになりました。

【青木部会長】現状のいろいろな問題を、一元化で解決できないだろうかという話と、一元化は現実的に難しいという話とがあり、いろいろ検討され、柘澤委員がおっしゃったような現在に至っています。

【柘澤委員】抱える問題が地方と都市部で違うということもあります。地方では、定員割れの解消策として考えられています。

【内野委員】地方では、幼稚園が保育園化しています。八王子ではまだ移行の希望が少ない状況です。こども園になった際、建学の精神をどこまで貫けるか、ハードルを感じるところです。

【柘澤委員】昔は仕事をしなければならぬから保育園に預けていたものですが、現在は同年齢の集団に入りたいから保育園に預けたい、そのために仕事をしたいという傾向も出てきています。待機児童を解消するために定員を増やしても、そうした需要を掘り起こして入園希望者が増え、待機児童は変わらず発生するという状況もあります。

【青木部会長】家族形態も変わり、簡単に祖父、祖母に預けられなくなりました。

【小林委員】昔の世代は、家族分業がありました。今は女性が社会に出て貢献する一方、仕事か子どもどちらかを諦めなければならない現状があるのではないのでしょうか。

【青木部会長】次に、現状の把握ということで、児童人口推移の情報提供がありました。平成20から22年までは子どもは増加傾向、それ以降は減少傾向にあるということです。これについて何か質問はありますか。

特にないようなので、次のページ、区域設定についてです。事務所の管轄区域、児童人口、川、道路などを考慮し、23に分けた案が示されています。これについて質問やご意見等ありますか。

【鍛冶委員】23区域別の児童人口は、その区域内の住民票をベースに数えていると思いますが、入所児童数は、どういう人を数えているのですか。違う区域の園に通っている子どもは、違う区域にカウントしているのか、又は住んでいる場所で数えているのでしょうか。

【久間保育対策課長】認可保育所の入所児童数の欄には、左の列に記された児童人口数のうち、認可保育所に通っている児童数を記しています。つまり、住んでいる場所で数えています。ただ、定員数は、その地域にある園の定員数を記しています。

【内野委員】ここが一番懸案になるところだと思います。特に幼稚園は、全域でカバーするところがあり、バスを利用していますから、例えば館町にある幼稚園では、9割以上が違う地域から通ってきています。区域割は本当に難しいと思いますが、あまり細かくすると、施設が集中している地域は供給過多になりやすいと思います。保育園はいかがでしょうか。

【柘澤委員】保育園は、バスを持てませんし、基本的には住居や職場に近いというのが第一の選択条件です。

【内野委員】幼稚園は、各園の教育方針などによって、近隣に限らず選んで入園する傾向があるので、あまり細かい区域割はどうか、と気になったところです。区域割は、需給調整の基盤となるので慎重に決めたいと思います。幼稚園も施設型給付に移行した場合は、調整の対象になるなど、影響がでできます。

【青木部会長】専門的な言葉が出始めましたが、市民委員の方にもわかりやすくお願いします。

【柘澤委員】これから需給量を把握し、需要があれば供給をつくらなければならなくなります。市は、供給過多の場合以外は、色々な法人が手を挙げたときに、設置を拒否できないことになっています。

【内野委員】一方で、今後、認定こども園に移行しやすい環境が整った場合、その幼稚園がある区域が供給過多であれば、移行したくてもできないということにもなります。そこで、区域が広ければ、調整がしやすいということです。

【小林委員】たしかに、預け先の環境の面を考えると、近いだけでの判断にはなりません。

【柘澤委員】受給量は、区域が広ければ調整しやすくなりますが、かといって広すぎると需給判断がしにくく、難しくなります。メリット・デメリットを考えて決めていくことになります。

【久間保育対策課長】国は小学校区とか中学校区を例示で挙げていますから、それと比較すれば、23という数字はそれほど多い数字ではないと思います。

【小澤子どものしあわせ課長】児童相談所という例示もありました。そうすると八王子児童相談所は町田、日野、八王子という広いエリアを持っていますし、国もなかなか判断し

づらいようです。

【柘澤委員】子ども家庭支援センターの5ブロックは考慮しなくていいですか。

【事務局】はい。ただ、子ども家庭支援センターのブロックも検討の場を設けたいとは思っています。

【柘澤委員】市民の方がわかりにくいのも困ります。5ブロックがあるなら、今回の区域分けに理由づけができないか、と考えます。また、大規模開発があれば需要が増えますし、そういう場合も考えなければいけません。

【青木部会長】マンションでも分譲と賃貸とで若い世代の入れ替わり方が違いますし、非常に難しい。すぐに結論を出すのは難しいが、合併前の旧地域、子ども家庭支援センターのブロック、民生委員の区域、川での分断、それぞれを加味して作っていくこととなります。

【事務局】区域割は、今日決めるというものではありません。時間がかかると思います。ひとまず23を目安として、ここから検討をスタートしたいということです。

【柘澤委員】区域割にも、根拠とか基準が必要で、それを示さなければいけないと思います。なぜこの数なのかと、説明できないといけません。

【青木部会長】内野委員は、細かい方がいい、という話ですが。

【柘澤委員】保育園と幼稚園で概念が違います。

【小林委員】近くの保育園に預けられれば良いが、切実な状況におかれた場合、とにかく離れていても預けられる場所を探すことになります。そうすると、決して保育園だから近場に行くとは限りません。

【小澤子どものしあわせ課長】教育理念で選ばれる幼稚園と、地理的な条件で選ばれる保育園との違いをすり合わせる必要があります。

区域が広すぎると弊害もあります。例えば市全域を一つの区域にすると、市の東部に待機児童が発生している中、事業者が西部に施設を作りますと申請すれば、供給が下回っている以上、市は拒めません。その施設の開設によって供給量が増え、需給が満たされても、東部の待機児童の解消にはならない、という現象が起こりうるということです。

【内野委員】給付の形が明確になってきたときにどのくらい影響するかが気になります。

【鍛冶委員】現状を把握する分にはこの区割りでもいいと思うが、サービスの区割りもこれと同じにしていけないかという、難しいという印象です。

【青木部会長】では、この件はまた事務局で練っていただきたいと思います。

【柘澤委員】一点確認させてください。小規模保育について、参入の動きはどうか。

【久間保育対策課長】相談は何件かありました。

【柘澤委員】小規模保育はこれから参加者が出てくるでしょうから、また、事業所内保育所による地域の子どもの受け入れなども考慮に入れていく必要があるのではないのでしょうか。

【小林委員】待機児童の旧定義と新定義の違いを教えてください。

【久間保育対策課長】旧定義は、保育園に入園の申込をし、入れませんでした、という人たち全員の数です。新定義は、そこから認証保育所などに入った方などを減らした数です。

現在は、新定義の数字を公表しています。

【小林委員】八王子市では、新定義の数字を見て待機児童対策を進めるのですか。

【久間保育対策課長】公表しているのは新定義の数字なので、そうなのですが、実際には旧定義の数字も意識しないといけないと思います。ただ、単に認可保育所の増設でうまく解決できるという問題でもなく、小規模保育の活用とかも一緒に考えていくこととなります。

【青木部会長】待機児童と一括りで言われるが、年齢別や、定義別で見るとそう単純なものではありません。

【池永委員】学童保育の待機の状況とか、ニーズとか、現状はどうなっていますか。

【小澤子どものしあわせ課長】学童に行っている子の保護者と小学校入学前の子の保護者にニーズ調査を実施します。現在、学童保育所は、恩方第二小と高尾山学園を除き、全校に設置されており、待機児童については、学区によって差が激しいです。学童保育については、もう一つの部会で検討していくこととなります。

2 その他

【青木部会長】では、その他の案件に移ります。

【久間保育対策課長】私から保育料について説明いたします。この部会の役割として、利用者負担を決めることがあります。ひとまず現状を説明いたします。

資料の保育料基準額比較一覧表をご覧ください。左側は、国が示している保育料の基準です。右側は、市が決めた現行の基準です。例えば国で保育料19,500円の第3階層では、市では7,100円が最大であります。

年収に差がある中で、適切な負担の設定には議論があるところですし、各市町村におい

でも、年々見直しをかけているところです。

国基準の中にかっこ書きの数字があります。保育単価によって八王子市の保育園はこのかっこ書きの金額が適用され、この金額以上には、上げることはできません。

次のページの民間保育所運営経費内訳をご覧ください。国が定めたサービスであれば、73億円強で済むのですが、市基準のサービス分があり、それに44億円強かかっています。本来、この国基準で運営していれば、保育料を30億円徴収し、残りを国、都、市で支払うこととなります。このうち、市の負担は10億円強となります。しかし、実際にはこれ以上の負担が市にかかっているということです。

保育料を国基準どおりに徴収することについては、この審議会の前身、八王子市児童福祉審議会において平成6年に議論した経緯があります。そこでの答申は、国基準保育料のおおむね50%を市が負担しましょうという内容でした。

当時は40%でしたので、それから平成13年まで、段階的に保育料を上げて今の水準に至っています。

全体の費用117億円の負担の割合は、市が40.9%、保護者が13.4%です。

つづいて、次のページの保育料負担割合26市比較をご覧ください。八王子市は上から9番目に保護者の負担割合が高い状況です。保護者の負担割合は、各市の事情により差が生じています。しかし、政令指定都市の状況を見ますと、平均が70%ということもあり、政令指定都市からみれば、非常に安いということです。中核市については、これから調べる予定です。

【青木部会長】以上の情報提供について、質問等ありますか。

【内野委員】国基準のかっこ内の金額の説明をもう一度聞きたいです。

【久間保育対策課長】20人の保育園と、300人の保育園だと、保育単価が違ってきます。かっこ内の金額は、保育単価が安い保育園について示された保育料です。園ごとに保育料を変えるわけにはいかないので、一番安い園に合わせることになります。

【内野委員】市町村では、これから国基準に近づけていこうという考えがあるのですか。高所得者に対して、これほどの負担軽減が必要か、疑問がありますし、低所得者対策や施設整備など、他の財源に振り分けたほうが良いという考えもあると思います。

【柘澤委員】区市町村格差が出る部分ではないでしょうか。

【青木部会長】所得が多いのだから負担が多くてもいいのではないかと、という考え方もあれば、一方でたくさん税金を払っている人と、税金を払っていない人との恩恵の差がさら

に広がってしまうという見方もあるでしょうし、意見が分かれそうです。

八王子市では、子育て世代の所得層割合のデータは持っているのですか。

【久間保育対策課長】データはあります。次回提示します。

【青木部会長】ほかに質問ありますか。なければ次に移ります。

【小澤子どものしあわせ課長】最後に、事業計画のためのニーズ調査について情報提供いたします。一番最後のページをご覧ください。ここで実施する調査は三つあります。一つ目は、就学前児童の保護者を対象に、就労状況や教育・保育の利用希望など、4,800名に実施します。この調査には、事業計画とは別に、新しい育成計画にも利用できるような質問項目を入れる予定です。二つ目は、幼稚園児童の保護者を対象に、預かり保育の利用状況など、約7,000名に実施します。三つ目は、学童利用者の保護者を対象に、6年生までの利用意向など、約5,000名に実施します。

このほか、都が実施する保育従事者実態調査、男女共同参画の意識調査など、別に行われる調査も利用していきたいと考えています。

【青木部会長】質問はありますか。ないようなので、すべての議事は終了とします。閉会の辞を副部会長の鍛冶委員からお願いします。

【鍛冶委員】市が広く、地域も様々ですから、ニーズも様々であると思います。次回までまた勉強してきたいと思います。お疲れ様でした。